　　　山田町地域なりわい再生緊急対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１　山田町は、令和元年台風第１９号による暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者の事業再開を支援するため、山田町地域なりわい再生緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山田町補助金交付規則（昭和５３年山田町規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業支援法（昭和３８年法律第１４７号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(2) 復旧　令和元年台風第１９号による暴風雨及び豪雨による災害により被災した事業用の施設設備（以下「被災資産」という。）について、事業再開のために不可欠な被災資産を取得若しくは修繕又は事業再開可能な状態にすることをいう。

(3) 施設設備　被災資産を取得する場合においては、所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第１号から第３号まで、第６号及び第７号に掲げる資産をいう。

（補助金の交付基準）

第３　山田町は、この補助金を別表１の基準により交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第４　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第１号様式）を、山田町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

２　申請者は、当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定等）

第５　町長は、第４の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

２　町長は、交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) この補助金により復旧した資産を町長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を山田町に納付させることがあること。

(2) この補助金により復旧した資産は、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を、補助対象となった施設設備の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する減価償却資産の耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）保存しておかなければならないこと。ただし、財産処分制限期間が５年間に満たない場合にあっては、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

(4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(5) 町長は、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

　(6) 申請者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、町長が、予算の執行の適正を期するため、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問することに協力しなければならないこと。

(7) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、規則及びこの要綱に定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

ア　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

イ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２９条から第３２条までの規定による罰則

ウ　相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

エ　山田町の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

オ　申請者等の名称及び不正の内容の公表

(8) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、この要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額すること。

(9) 本事業の実施に当たっては、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されるよう留意すること。

３　町長は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第６　第５の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して１０日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

２　前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の経理等）

第７　補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を財産処分制限期間保存しておかなければならないこと。ただし、財産処分制限期間が５年間に満たない場合にあっては、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（変更の申請）

第８　補助事業者は、補助事業の内容又は金額の変更（別表２に定める軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、変更交付申請書（別記第３号様式）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請について変更すべきものと認めたときは、その旨を第５第３項に準じて通知するものとする。

（契約等）

第９　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

２　補助事業者は、前項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、山田町から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、町長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

３　町長は、補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は町長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

４　前３項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１０　補助事業者は、第５第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を町長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　町長が第１４第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が町長に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、町長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が町長に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 町長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 町長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、町長が行う弁済の効力は、山田町財務規則（昭和４２年山田町規則第３６号）第６２条の規定に基づき、支出命令者が会計管理者に対して支出命令を発した時に生じるものとする。

（事故の報告）

第１１　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記第４号様式）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１２　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、町長の要求があったときは速やかに状況報告書（別記第５号様式）を町長に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第１３　補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、その旨を記載した申請書を、事業を中止又は廃止しようとする日の２０日前までに町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１４　補助事業者は、補助事業が終了したときは、補助金実績報告書（別記第６号様式）を、補助事業の終了した日から起算して２０日を経過した日又は町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

２　補助事業者は、第４第２項ただし書きにより交付を申請し、前項により実績を報告した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（第４第２項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

３　前項による報告は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第７号様式）により第１項の実績報告をした年度の６月１５日までに行うものとする。ただし、その日までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合は、翌年度の６月１５日までに報告するものとする。

　（補助金の額の確定）

第１５　町長は、第１４第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第８条第２項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第１６　町長は、第１５第１項の額の確定を行った後、補助金を交付する。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（別記第８号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１７　町長は、第１３第１項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第５第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２　町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　町長は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還については、第１４第１項の規定を準用する。

（延滞金）

第１８　補助事業者は、第１７の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を山田町に納付しなければならない。

（財産の管理等）

第１９　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記第９号様式）を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１４第１項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳（別記第９号様式）を添付しなければならない。

４　町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第２０　補助事業者は、補助の対象となった次に掲げる財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けする場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第１０号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財産処分制限期間を経過した場合はこの限りではない。

(1) 不動産

(2) 取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

２　前項に定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する減価償却資産の耐用年数とする。

３　第１９第４項の規定は、第１項の承認をする場合において準用する。

（産業財産権等に関する報告）

第２１　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書（別記第１１号様式）を町長に提出しなければならない。

（収益納付）

第２２　町長は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を町の納付させることができるものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第２３　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２４　補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（立入検査等）

第２５　町長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、町長が、予算の執行の適正を期するため、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問することに協力しなければならない。

（補則）

第２６　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別紙（第２４関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当町は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表１（第３関係）

補助金交付基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 補助対象者 | (1) 令和元年台風第１９号による暴風雨及び豪雨による災害により事業用資産が被災し、山田町で事業を再開しようとする中小企業者であって、被災資産の復旧を行うもの。  (2) 上記の中小企業者のうち、個人については、次の各号に該当する者に限るものとする。  ア　令和元年１０月１２日以前に、所得税法第２２９条に規定する「個人事業の開始届出書」を税務署に提出している者。  イ　令和元年１０月１２日以前に開業し、所得税法第２２９条に規定する期限までに税務署に「個人事業の開始届出書」を提出している者。 |
| 補助金の対象となる経費 | 台風災害により施設設備が被災した中小企業者が、事業再開のために不可欠な施設設備を復旧する場合に要する次に掲げる経費。  (1) 建物及びその附属設備並びに構築物の復旧に要する経費  (2) 被災した設備のうち、復旧後に中小企業者の減価償却資産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する減価償却資産をいう。以下同じ。）として計上するものの復旧に要する経費  ただし、岩手県商工労働観光部以外の部局（国では経済産業省以外の省庁）の支援制度の活用が可能な案件は対象外とする。 |
| 補助要件 | (1) 被災資産を取得する場合においては、他者に貸与することを目的とする施設設備ではないこと。また、被災資産を修繕する場合において、被災資産が賃貸資産であって契約により賃貸者である中小企業者が修繕を行うこととされているものについては、修繕後直ちに、賃借者である中小企業者が、補助対象業種の事業を行うこと。  (2) 被災資産を取得する場合においては、復旧する施設設備が所在していた事業拠点の施設設備が滅失又は修繕が不可能な状態となっていること。  (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。）第２条に規定する風俗営業（同条第１項第１号に掲げる料理店及び同項第５号に掲げる営業を除く。）及び性風俗特殊営業を行っていないこと。 |
| 補助対象経費の算定 | 事業再建に要する経費の総額から、補助事業者を契約者とする保険・共済により災害を事由として支払われた保険金（共済金、給付金その他これに類する災害を事由として支払われるものを含む。）の額を除外した額を補助対象経費総額の上限とする。（除外する保険金は、補助対象経費に該当するものとする） |
| 補助率 | ４分の３以内 |
| 補助限度額 | なし |

別表２（第８関係）

軽微な変更

|  |  |
| --- | --- |
| 軽微な変更の範囲 | １０％を超えない範囲における交付決定額の減額変更であって、事業計画の大幅な変更がないもの。 |